

平成28年第1回潟上市議会臨時会会議録

○開 会 平成28年2月19日 午前10:00

○閉 会 午後 2:08

○出席議員（18名）

1番 鑑 仁 志	2番 堀 井 克 見	3番 佐々木 嘉 一
4番 小 林 悟	5番 澤 井 昭二郎	6番 藤 原 幸 雄
8番 藤 原 典 男	9番 西 村 武	10番 千 田 正 英
11番 戸 田 俊 樹	12番 菅 原 理恵子	13番 中 川 光 博
14番 佐 藤 義 久	16番 大 谷 貞 廣	17番 伊 藤 正 吉
18番 菅 原 久 和	19番 鈴 木 斌次郎	20番 伊 藤 榮 悦

○欠席議員（1名）

15番 児 玉 春 雄

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 藤 原 貞 雄
市民福祉部長 畠 山 靖 男	福祉事務所長 兼社会福祉課長 川 上 裕 隆
産業建設部長 渡 部 智	水 道 局 長 鈴 木 利 美
教 育 部 長 小 玉 隆	財 政 課 長 (部長待遇) 塚 本 光
総 務 課 長 栗 山 隆 昌	企 画 政 策 課 長 菅 原 剛
幼 児 教 育 課 長 佐 々 木 雅 輝	選 挙 管 理 委 員 会 ・ 監 査 委 員 事 務 局 長 児 玉 正 生

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 清 孝	議会事務局次長 鈴 木 整
----------------	---------------

平成28年第1回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

平成28年2月19日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 4 議案第1号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第2号 潟上市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第3号 平成27年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について
- 日程第 7 議案第4号 平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第 8 議案第5号 平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第 9 議案第6号 平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第10 議案第7号 平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第11 議案第8号 平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第12 潟上市議会常任委員会委員の選任について
- 日程第13 潟上市議会運営委員会委員の選任について
- 日程第14 潟上市議会広報編集特別委員会委員の選任について
- 日程第15 潟上市議会改革推進会議委員の選任について
- 日程第16 潟上市議会議員政治倫理審査会委員の選任について

日程第 17 発議第 1 号 潟上市議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

なお、15番児玉春雄議員は所用のため欠席の届け出がありましたので、ご報告致します。

定足数に達しておりますので、これから平成28年第1回潟上市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、8番藤原典男議員、9番西村 武議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（伊藤榮悦） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会において審査の結果、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定しました。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

本日、平成28年第1回臨時会を開催しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

審議に先立ち、提出案件の概要について申し上げます。

はじめに、専決処分の報告について申し上げます。

昨年10月5日に市道白洲野公民館線路肩の枝払い中に発生した事故に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、ご報告致します。

次に、潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

秋田県人事委員会の勧告に準拠し、給料表及び諸手当の改定を行う必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

また、潟上市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）につきましては、期末手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものであります。

次に、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について申し上げます。

このたびの改正予算案は、ただいま申し上げました条例改正に関連した人件費及び、制度改正に伴う子ども・子育て支援システムと選挙人名簿システムの改修委託料であります。また、そのほか5つの特別会計補正予算（案）につきましても、条例改正に伴う人件費の補正であります。

この後、担当部長より説明させますので、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

【日程第3、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）】

○議長（伊藤榮悦） 日程第3、報告第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

報告第1号について当局より提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） おはようございます。

それでは、第1回潟上市議会臨時会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願い致します。

報告第1号、専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年2月19日提出 潟上市長 石川光男

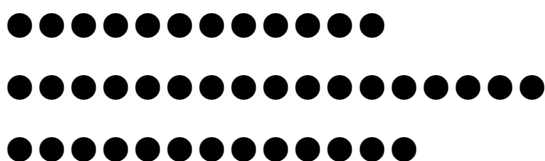
2ページをご覧ください。

専決処分書

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成28年1月18日 潟上市長 石川光男

1 相手方



2 事故の概要

平成27年10月5日午前11時30分頃、潟上市昭和大久保字北野蓮沼長根尻6番地1付近の潟上市道白洲野公民館線の路肩を職員等が高枝切チェーンソーで枝払い作業中、高さ5.5メートル付近にある枝を切断する際に枝周辺を横断していた光ケーブルに接触し損傷したものでございます。

3 損害賠償額は、21万2,763円でございます。

以上で説明は終わります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） おはようございます。ご苦労様です。

専決処分がまたも損害賠償の支払いだということで、作業内容を見ますと、公の線を切っちゃったということですが、この光ファイバーケーブル並びにN T Tの電線並びに東北電力の送電線等についての、樹木が触れかかった場合は、そのN T TであればN T T、光ファイバーであればファイバー、東北電力であれば電力に対して、その作業依頼をするのが当然で、これを市道におおいかぶさってきたから市の職員等がということですが、この辺のところに、どちらにこの木の処分をする権利義務があるのかと。当然これ、インフラの我々の生命線でありますので、そういう意味では、だれがこの作業を的確に素早くすべきなのかと。結果、話し合いは当然されたと思うけれども、我が方がその100%すべてをもたなければならなかったのかどうか。さらには、この損害賠償の保険を加入しているから、どんな事故、どんな、こちらの過失があった場合ですよ、払って行って、保険料の支払額が、道路、交通事故等であれば、その任意保険等の部分の等級が変わって、次年度以降は支払額が増えるというふうなこともあるわけですので、この辺のところについてももう少し詳細に説明を求めたいということです。宜しく願います。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 11番戸田議員にお答え致します。

まず作業内容につきましては、道路管理者の担当部局である産業建設部長の方からお

答え致します。私からは、示談の内容と、それから保険のことについてお答え致します。

示談につきましては、1月15日に示談成立致しております、負担割合は100%市の負担ということでございます。

それから、この後の保険料の影響ということにつきましては、変わりはありません。以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 11番戸田議員のご質問にお答え致したいと思います。

公の線の管理に、今もお話するのは空中線のことでございますけれども、おのおの事業者が管理すべきものなのではないかというご指摘もございますが、今通例でいっておりますと、空中線に樹木等がもたれかかっている、それが、それを完璧に処理するためには専門知識がないといけないということで、そういった場合には事業者に連絡して処理していただいております。今回の件は、たまたまその線に樹木がもたれかかっているとかという事例ではなくて、そこでただ枝が繁茂しているということで、枝を刈り払うことによって道路通行の安全性が保てるというもとで行った作業でございまして、そういった場合には事業者の方には連絡しないで、道路の安全確保のために作業をするということが通常の業務として行っております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 空中線についての管理についても、事業者にあると。これ、職員等っておりますけれども、正職員の例えば市民福祉部の市民課の皆さんが、手持ちの道具で高枝チェーンソーでもって切り落とした枝が落ちて断線したのか、それとも、チェーンソーそのものでも光ファイバーケーブルを切断しちゃったのかと。職員等ということですが、これ正職員なのか、この担当している臨時職員、採用されてる臨時職員の方々がやったのか。業務分掌上、どういう方がこれ携わったのか、その辺をはっきりしていただきたい。というのは、公務にある者が上司の命令によって、やらなくてもいいことをやって損害を受けると。この枝を切って電線も切っちゃったということであれば、それを復旧するのに当然何時間かは通信ができない、こういうことになるわけです。自主防災計画もここに出ていますけれども、そういう場合の対策をどういうふうにしておられるか、そのことについてちょっと考え方やご報告をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 11番戸田議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、事故当時の業務態勢でございますが、正職員の管理のもと、非常勤職員の方が作業して、作業中に起こったものでございます。断線の原因と致しましては、高枝切チェーンソーの刃が触れてしまったということでございます。

それで、この事故が起きたのが10月5日でございます。それで復旧の完了が10月21日ということで、約2週間近く時間を要したわけでございますけれども、この件につきましては、NTT東日本秋田支店の方に早急なる復旧をお願いしたところ、そこまでかかってしまったわけでございますが、ここの際にインターネットの使用ができなくなったお宅が2軒ばかりございまして、そこの方には事情をご説明して、この間不便をおかけしますが納得していただいたという実情でございます。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 復旧に2週間以上かかったということでございますので、一生懸命復旧をお願いしたと思いますが、大体そんなもんなんですね。そういうことで、以降ですね、こういう作業については十分注意していただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第4、議案第1号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について 及び 日程第5、議案第2号 潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第4、議案第1号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について及び日程第5、議案第2号、潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）についてを一括議題とします。

議案第1号及び議案第2号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。

藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の3ページをお開き願います。

議案第1号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について

潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

平成28年2月19日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、秋田県人事委員会の勧告に準拠し、給料表の改定及び諸手当の改正を行うため、関係条例の関係部分を改正するものであります。

従来、給与改定は12月に行っておりましたが、12月18日付け文書にて総務省より、国における給与法の改正措置、1月20日に成立してございますが、それを待って行うよう事務指導があったため、今臨時会に改正案を提出したものでございます。

議案書の4ページに改正条例案を、それから参考資料の1ページから11ページに条例改正部分の新旧対照表を添付させていただいておりますが、第1条の改正は、給料表の改正及び勤勉手当支給率の改正でありまして、給料表につきましては秋田県の人事委員会勧告にならい、若年層に重点を置いて引き上げの措置を実施するものであります。

平成27年4月1日の給料月額と比較をして、平均して1人当たり1,358円、0.47ポイント増とあります。勤勉手当支給率の改正は、平成27年12月分を、0.725カ月から0.1カ月引き上げ0.825カ月として、年1.55カ月とすることと、平成28年度分については、年1.55カ月を6月分、12月分とも0.775カ月分として、均等に分けるものでございます。

次に第2条の改正は、国家公務員が平成26年度に実施した給与制度の総合的見直しに伴う改正であります。

総合的見直しとは、地域における官民給与の実情を適切に反映させた地域間の給与配分の見直しや、50歳代後半層の官民の給与差を踏まえた世代間の給与配分の見直し等を目的として、給料表及び諸手当の改正を行うものであります。県の人事委員会は、平成26年度ではなく今年度の平成27年度で総合的見直しの勧告を行っており、1年遅れで国に追いつく格好となっており、潟上市においても総合的見直しについては、県と同様に実施するものであります。

総合的見直しによる給料表の改定は、若年層は最大2.68%引き上げ、高齢層は最大2.87%引き下げた改正となっております。また、諸手当の改正として、単身赴任手当の基礎額を2万3,000円から3万円に引き上げる改正や、管理職員特別勤務手当は、休日に勤務した場合のみに支給されていた支給条件を、国及び県にならい、災害への緊急的な対処等に対応するため、平日深夜に及ぶ長時間の勤務に対しても支給できるよう改正するものであります。

第3条の改正につきましては、企業職員に対しても、先ほど申し上げました管理職員

特別勤務手当の改正と同様の改正を行うものであります。

この条例の第1条の改正につきましては公布の日から施行し、給料表の改正は平成27年4月1日から適用、勤勉手当の改正は平成27年12月1日から適用します。第2条及び第3条の改正は、平成28年3月1日から施行するものであります。

続きまして、議案書の19ページをお開き願います。

議案第2号、潟上市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）について

潟上市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

平成28年2月19日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、期末手当の支給割合を改定するため、関係条例の関係部分を改正するものであります。

議案書の20ページに改正条例案を、それから参考資料の12ページから16ページに条例改正部分の新旧対照表を添付させていただいておりますが、改正内容につきましては、特別職の職員、つまり市長、副市長、教育長と市議会議員の期末手当の支給割合を、年2.95カ月から3カ月に改正するものであります。

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例は、昨年3月定例会で可決いただきました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例で、教育長の身分を特別職へと変更するなどの改正をしておりますが、教育長の任期が終了する平成29年6月27日までは改正前の条例がまだ効力を有するという経過措置を設けております。このため、第1条で現条例の改正、第2条から第5条までが改正前の条例の改正となっております。そして、第6条及び第7条が議員報酬の改正となっております。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第5条及び第7条の規定は、平成28年4月1日から施行するものであります。

参考までに、人事委員会勧告に伴う影響額につきましては、総額で1,873万7,000円、うち特別職等にかかわるものが52万3,000円となっております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 議案第1号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○ 8 番（藤原典男） いろいろ説明を受けましたけれども、若年層というか若い人については引き上げ、それから高齢者の方については0.78%、聞き間違いではないと思うんですけれども引き下げというふうなことが説明の中で言われましたが、高齢者について引き下げた分、何らかの補てんがあるんじゃないか。そこら辺漏れなくできるのか、そこら辺の説明についてお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 8 番藤原議員にお答え致します。

総合的な見直しということで第 1 条にかかわるその給与改定について、高齢者のところは減額となりますが、附則にありますように 3 年間は改定前の給与を補償するという形になってございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 8 番。

○ 8 番（藤原典男） 3 年間継続というふうなことの意味だと思うんですけれども、その不足された今後の分についての補正というのは、補てんというのは、どのような内容になっておるのか、まるっきりあとししないのか、そこら辺について今回も含めてどうでしょう。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 8 番藤原議員にお答え致します。

現在の給料がそのまま継続されるということになりますので、予算もそのままという格好に、その下がる分については 3 年間補償ということですので、その分は変わらないということになります。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。 3 番。

○ 3 番（佐々木嘉一） このたびの一般職の職員の給与に関する条例のことなんですが、条例の趣旨、いわゆる人事院勧告なり、あるいは人事委員会の勧告どおりだと言うけれども、その中で世代間の給与の配分を見直しを踏まえてというふうなことで先ほど説明がありまして、若年層、あるいは高年層といいますか、そういうような年齢の区分は、何歳をもって若年なのか、あるいは高年齢者は何歳以上なのか。それから、月額1,358 円の引き上げになるというようなことでしたけれども、これは実際、この給料表を適用した場合のいわゆる引き上げというふうなことだと思うんですが、その場合、若年層っていうのは、言ってみれば本市の給料表は 1 級から 7 級まであるわけなんですが、それ

ぞれの給料表の間差額をずっと見てみますと、言ってみれば7級までまずそのままいれば限りなく上がっていくというふうなことなので、それが引き下げ、あるいは減額ということになりますと、給料表、据え置き3年の中でのそれは減額なのか、その後それらの人方についてはどうなるのか、まずその3点についてひとつお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 3番佐々木議員にお答え致します。

まずはご質問の、影響する若年層というご質問でございましたが、その者につきましては、1・2級の職員で、かつ年齢層が18歳から36歳ということで、対象が87名となっております。それから、下がる、減額するという職員につきましては、3級以上の職員ということになりまして204名となっております。先ほども申し上げましたとおり、附則にありますとおり改定前の給与を補償するという形で、それを区分した格好で調整額という形で支給されることとなります。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 給料表を運用するについてはいろいろな手法があると思うんですが、1・2級につきましては若年層だというようなことでありますが、この等級が7級までありますけれども、それぞれの職種によって定数は決めてあるかどうかわかりませんが、いずれ昇給の時期がありますと、それによってそれぞれの級別の人数が記されております。その場合、例えば1級・2級の場合、在級年数がずっと長くなりますと、この給料表でいきますと切り替えていきますと33号まで在級しなければならないというふうなことでありますし、2級につきましても、いずれ相当長い期間在級しなければならないというようなことにもなります。そのことについては、どちらかというとは昇給昇格の問題も出てきますし、その運用はそれぞれその団体の人事管理によってなされると思うんですが、これをそのまま見てみますと、それぞれもしこの給料表を運用する過程で1級の在級年数は何年なのか、2級の在級年数は何年なのか、3級はまず普段、普通に勤めて何年なのか、その辺の規定はありますでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 3番佐々木議員にお答え致します。

まずおっしゃるとおりで、号俸、給料表、限りがある格好になってございまして、当然その昇格が及ぶことにもなります。そういった基準があるのかというご質問でございしますが、基本的には年数もその基準の項目にはなりますが、今は勤務評定というものを

もってやってございますので、そういったものの基準をもとにそういった昇格昇給というものを行っておる状況でございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。9番。

○9番（西村 武） 結論からいって、この議案に対しましては賛成ですけれども、この参考資料の3ページ、一般職員の給与に関する条例の一部改正の中で、7条の4の2です、単身赴任者の月額手当が現行では2万3,000円だけれども今度3万円になりますというようなことで、本市の場合、この単身赴任に該当するような職員が大体何名ぐらいおるのか。その下に、もう一つはですね、職員の住宅と配偶者の住宅との間の交通距離ですけれども、これは原則で定める距離以上で、職員にあってはその額に7万円を超えない範囲で交通距離の区分に応じて規則で定めるとなっていますけれども、現行では4万5,000円だけれども今回この7万円を超えない範囲となっておりますが、潟上市の場合、どういう職員の方が該当するのか、その辺のところひとつお答えをいただきたいと。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 9番西村議員にお答え致します。

単身赴任者、それからその7万円のものがということでございますが、どちらも該当者はありません。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） まず1点は、この改正は当然国の指導といいますか、人事院勧告に、そして県の人事委員会の勧告準拠と。現在はアベノミクスということで賃金を引き上げようと、国全体がインフレにしようと。国の政策に基づいての判断が当然あって、このような地方公務員まで全体の底上げをしようという考えがあると思います。その中で、このラスパイレス指数については、まだ一言もございません。年間1,800万円ほどの人件費の増額というのは、この経済が国の大企業のような状況になく疲弊し、農業が基本である我が潟上市でも非常にT P Pの問題等、大きく問題として抱えて困っている時代に、いろいろマスコミが報道等で公務員の現状の、我々議員もそうですけれども、非常に不良的な事件が多々起きておると。こういう中で引き上げをせよという国の命令のようなものですけれども、県は既にですね、先ほどの議会運営委員会において12月中に実施をするということ、国会が通る前に人勧を飲んだということをお話しておりました。そうすると、毎年12月頃にこの人事院の勧告等に伴って補正をする、12月定例会でやるのが、この臨時会でやると。3月定例会でも遅くはなかったんではないかと

は思うんですけども、これをやるということで、まず初任給に対する影響とラスパイレス指数がどう変わるか。今後の、合併して10年ですから国の交付税も減少されるといっても、経済を維持発展させるためにはばらまきの要素もあるわけで、その中で公務員の諸待遇というのは決して低いものではない、むしろ一般的な県民または一般的な市民から見ると、高根の花って言えば言い過ぎですけども、そういうふうな感じだと思うんです。そういう意味で業務内容について、今後一生懸命みんな業務に精励してはいるんですけども、これがどのような費用対効果があるのか、その辺の検証も当然やってしかるべきだと思うし、我々議員もいろいろな面で困るんですけども、その辺をしっかりと踏まえた上での賃上げ、賃金の引き上げということを決めないとうまくないのではないかというふうに思うわけで、まずは初任給への影響とラスパイレス指数がどういうふうに変化して、将来的に2万人台に我が市の人口が、現在は3万4千何人ですけども、それがどんどんどんどん減るということになった場合の、これらの給料表を維持できるかどうか。先ほどの質問でもあったんですが、3級以上については引き下げだとしても、それではないんです。そうじゃないんです。給料表というのはそういうものではなくて、ちゃんと毎年定期昇給っていうのがされるわけですから、そういうものと違うわけですから、そこをわきまえないといけないのではないかというふうに思いますので、まずは当局の考え方と次年度の初任給への影響とラスパイレス指数がどう変化するか、ご報告、考え方をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 我々、国・県に準ずる指導とか、それから立場にあるということで、ただいま11番からは、この条例改正で費用対効果を検討したかと。私、いまだかつてそういう質問を受けたこともありませんが、費用対効果については考えておりません。ただし、先ほど申し上げましたがラスパイレス指数というのの言及がありました。ラスパイレスについては、例えば91か92で残念ながら我が潟上市は、市では低い方であります。私としては、これをもっともっと上位の方に上げていきたいということは常に心がけておりますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 11番戸田議員にお答え致します。

初任給のご質問でございましたが、高卒の初任給4,500円、それから大卒の初任給4,400円がアップするということになってございます。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 当然、次年度以降、1・2級ということですので当然この辺のところも当初からご説明をいただくべきが当然だと思うんです。現在、正職員数は267名かな4名かな、ということで昨年度の予算書の方には書かれておるわけで、全体的に予算総額の人件費の割合そのもの、これも変化するわけで、正職員が270名前後なのに臨時職が500人近くおるという現状で、約29億円、次年度予算もその何名プラスアルファなわけですから、これを持ちこたえられるかどうかということについても当然幹部職員の皆さんも検討されたと。我々も給与改正の部分については引上額が低いというだけの話で、毎年定期昇給はするということですので、その辺は誤解のないようにと思うわけですが、私が間違ってるかどうか、その辺のところについても当局の考え方を述べていただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 11番戸田議員にお答え致します。

ご質問の、高齢者の場合の定昇あるんじゃないかというご質問でございましたが、そのことにつきましては、55歳以上のものにつきましては変わらないということで認識してございます。それから、私ども地方自治体というその給与改定は、そのものは独自できないということをまずあります。そういったことから、国・県の人事院勧告に準拠して給与改定を今までも行ってきてますし、今後も対応していきたいと考えております。それから、先ほどの正職員につきましては、27年4月1日現在で291人でございます。非常勤職員の数というご質問ございましたが、現在そのことにつきましても今後の検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 290何名という部長の答弁ですけども、予算書を見ますと去年の人数はそういう人数ではないんですが、本年度が264人、前年度が271人というふうな正職員数なんですけどもね。それはいいです、いいです。その辺のところはいいです。

今後、この給与に対する考え方そのものをね、我々はずっと9月、12月、今回の臨時会でも改定に伴ってですから常任委員会等では詳細に伝わらないわけです。聞いても私どもの管轄ではございませんというふうな答弁があって、じゃあやむを得ないかというふうにきております。しかし過去には、共済制度に伴う退職金の、公務員の退職金の支

給日数は当潟上市も決まっておりますけども、共済の納めるのが昭和37年の、33年か4年かな、から始まった段階で、足りないので追加するという事で何千万、何千万というふうなことでやった機会もあります。そんなことから考えてもいかなきゃいけないところですし、それから、3カ月短縮、6カ月短縮っていう、その途中の調整があるわけです。この調整について過去合併してからですね、職員は入れ代わり立ち代わりなつたわけですが、どれほどの3短、6短をやったのか。過去は低かったんだと、ラスパイレ指数は。88か7か9か、飯田川、昭和のことはよくわかりませんが、そういう低い時期があったと。なぜか。当局の考え方一つなんです。これは3短、6短をやらないと。または、その人によってやらなきゃならない人はやらないといった業務評定をされた場合、特に一番大きいのは欠勤、病気されて休まざるを得ないというふうな方についてのものや、これはボーナスに、期手末当に影響を及ぼすわけですけども、そんなところですね、どれだけの給与の改定がどういうふうになされてきたか、その全体像が我々はよくわからない。そういう意味では、ここでもう少し詳しく説明をいただきたいと思いますが、通告もしてないことですし、当局としてもこの10年間で3短、6短を実施して、何名が退職になって大枚の3短、6短の人件費増になって、増えたっていうことを悪いつて言っているんでないですよ。退職金に対する跳ね返りがどのくらいあったのかという計算すると、合併したゆえに職員数を減らした、議員も減らした、特別職も減らしたということで折り合いがつくんだというふうな考え方もないわけではないかと思えます。少し言い過ぎましたけれども、そのところがですね、こういう改定をするときは国が勧告したと、県がそれを我々に勧告すると。それに準拠して、この改定をするんだというふうな一方的な流れの中で処理されてるのではないかなと思うわけです。そういう意味では、各市町村の人事院勧告、県の勧告の準拠には差異があるわけです。いろいろな細かい数字ですけども、いろいろ差異があります。歴史があるからそうでしょうということですけども、そういうところも本来は我々はもっともっと勉強して力をつけていかないといけないのではないかと思えます。

以上お話しして終わります。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○11番（戸田俊樹） これあれですか、職員の給与に関する条例の改定だけで終わって、あと質問は、その次の部分についての質問は一緒でないと、これあと終わってしまうわけですか。議案第2号についての特別職についての。

○議長（伊藤榮悦） 2号は2号で。

○11番（戸田俊樹） 質問受けますか。

○議長（伊藤榮悦） はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第1号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）については、原案のとおり可決されました。

議案第2号、潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 再三にわたって質問させていただいてありがとうございます。一般職の給与改定があり、さらには議案第2号として特別職の職員の常勤のもの及び旅費に関する条例並びにということ等々で、我々議員もこの対象となっております。その原資について、原資といいますか、総額どのくらいの額がということで先ほど報告がありましたけれども、現在、私はこの庁舎を建設するのに、当初は30億円以内、次が40億円以内、さらに人件費や物価の高騰に伴って50億円を超えるということになって、例えば一般的な家庭でも、家を改造しよう、リフォームしよう、または新たに土地を購入し家を建てようという、大体は家が少しお金かかるし、借金もしたし、生活を切り詰めようというふうなことが本来あり得る姿だと思うんです。特別な人を除くと。その中で、これだけの事業をされて、これだけの器に我々が入って、今、特別職の給与改定し、期末手当支給を、ほんのちょいなんだけども上げざるを得ないのかということ、私はこれは少しいかがなものかと。平行に均等割するんだと、夏と冬の均等割するんだという考え方は、これはこれで結構だと思うんですが、その辺のところについて、総額原資、例え

ば常勤職、市長、副市長、教育長の原資と、議員が19名の部分が幾らなるのか、その額をちょっと教えてください。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 11番戸田議員にお答え致します。

影響額のご質問でございましたが、特別職3役にかかわるものが影響額12万5,000円、それから市議会議員の皆様の影響額が39万8,000円となっております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 最初に52万3,000円の影響額だということは聞きました。議員が幾らで3役が幾らということはわからなかったのでもっと聞いたわけですがけれども、今我々のこの置かれる立場からして、3役並びに議員が冬の賞与の0.05カ月分をいただけるものかどうか。もう過去形の問題ではないかと思うんです。その辺のところについて、どう考えてこの議案を提案したのか。これも人事院の勧告なのか。市の財政の将来負担割合も当初は少しミスったけれども、まだこのレベルだと。実質公債費比率もこのレベルまで9%台まで下がったんだと。財務状況は悪くないというふうなことからやってるのかということになると、それも理由の一つだとは思いますが、いささかいかげんなものかということで、もう少し当局のその辺の考え方を述べていただきたいと思います。で、議会の議員の報酬も、この影響額が39万8,000円を飲めるものかどうかというのが、急きょ出てきた話で、何らほとんど審議されないままこの議案が上程されてるということですので、もう少し説明いただければと思います。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 11番戸田議員にお答え致します。

先ほど来、給与改定につきましては、根拠と致しまして秋田県の人事委員会勧告に基づいてやってるということでございますので、特別職の場合もそれに準拠した格好となっております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 特別職の常勤の方々のご難儀については理解は致しますが、私も議員の、私個人としては、この議員までが当初予算案の、今1名欠員ですから当然七、八百万の減になるんですけども、それは別として、上げ得るべきものかどうかというの

は本当もう過去の話で、もう間もなく3月いっぱい年度は終わるわけですから、これは4、3の年度内の予算のことですから、私はもう既に時は流れて終わったと思っております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立多数です。したがって、議案第2号、潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）については、原案のとおり可決されました。

【日程第6、議案第3号 平成27年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について から 日程第11、議案第8号 平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第6、議案第3号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）についてから日程第11、議案第8号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）についてまで一括議題とします。

議案第3号から議案第8号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の23ページをお開き願います。

一般会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第3号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について

別冊のとおり

平成28年2月19日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第6号）の1ページをお願い致

します。

議案第3号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,146万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億1,195万円とするものでございます。

6ページをお願い致します。

歳入予算について申し上げます。

13款2項1目総務費国庫補助金は36万8,000円の追加で、選挙人名簿システム改修費補助金でございます。2目民生費国庫補助金は80万4,000円の追加で、子どものための教育・保育事業費補助金でございます。

18款1項1目繰越金は2,029万4,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

歳出予算について主なものを申し上げます。

歳出全般にわたり、秋田県人事委員会の勧告に準拠し人件費の追加を行ってございます。

9ページをお願い致します。

2款4項1目選挙管理委員会費は127万8,000円の追加で、主なものは、選挙人名簿システム改修委託料116万1,000円でございます。公職選挙法の改正により、選挙人名簿の登録制度の見直しに伴いシステム改修を行うもので、国の補正予算によるものでございます。

10ページをお願い致します。

3款2項1目児童福祉総務費は161万円の追加で、子ども・子育て支援システム改修委託料でございます。子ども・子育て制度の一部拡充により、平成28年度から多子及びひとり親世帯の保育所等の利用者負担を軽減することに伴い、システム改修を行うもので、国の補正予算によるものでございます。

続きまして、議案書の24ページをお願い致します。

議案第4号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について

別冊のとおり

平成28年2月19日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第4号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,361万6,000円とするものでございます。補正の内容は、職員の人件費でございます。

次に、議案書の25ページをお願い致します。

議案第5号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について

別冊のとおり

平成28年2月19日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第5号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,734万8,000円とするものでございます。補正の内容は、職員の人件費でございます。

次に、議案書の26ページをお願い致します。

議案第6号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について

別冊のとおり

平成28年2月19日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第6号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6,067万4,000円とするものでございます。補正の内容は、職員の人件費でございます。

次に、議案書の27ページをお願い致します。

議案第7号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について

別冊のとおり

平成28年2月19日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第7号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,972万3,000円とするものでございます。補正の内容は、職員の人件費でございませぬ。

次に、議案書の28ページをお願い致します。

議案第8号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）について別冊のとおり

平成28年2月19日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第8号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的支出に47万4,000円を追加するものでございます。補正の内容は、職員の人件費でございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（伊藤榮悦） ただいまから暫時休憩致します。11時5分から15分まで休憩致します。

午前11時05分 休憩

.....
午前11時15分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第3号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。17番。

○17番（伊藤正吉） 10ページですけれども、子ども・子育て支援システム改修委託料ですが、これは国の子ども・子育て支援事業の一部改定による、ひとり親対策の支援事業についてというご説明ですけれども、もう少し詳しくご説明願いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 小玉教育部長。

○教育部長（小玉 隆） 17番伊藤議員にお答え致します。

国では28年度から、低所得者世帯を対象としまして、幼稚園と保育園の保育料を3人

目以降の子どもをすべて無料にすること、それから、ひとり親世帯についても、第1子の保育料を半額、それから第2子以降の保育料を無料化するというものでございます。現行では、幼稚園につきましては1人目の子どもが小学校3年生まででありまして、1人目が小学校3年生まで、それから保育所については小学校入学前という条件がございましたけども、来年度からは、1人目の学年に関係なく、2人目を半額、それから3人目以降を無料にするというものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 17番。

○17番（伊藤正吉） そうすれば、国の事業にならって市でも保育料の、入学前については2人目が半額、そういった事業を行うということでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 小玉教育部長。

○教育部長（小玉 隆） そのとおりでございまして、国の事業に従って行うということでございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。12番。

○12番（菅原理恵子） すいません関連質問なんですけど、対象人数等は何人でしょうか。現時点でよろしいのでお知らせください。

○議長（伊藤榮悦） 小玉教育部長。

○教育部長（小玉 隆） 12番菅原議員にお答え致します。

今現在、新規対象者としては169名ということで、影響額については補助額1,960万円とみております。

○議長（伊藤榮悦） ほかにございせんか。9番。

○9番（西村 武） 予算書の9ページですけれども、選挙管理委員会費の中で、今回まず選挙人名簿システム改修委託料116万1,000円となっております、国の出資金ですけれども36万8,000円、あっ、国・県支出金だな、トータル、一般財源79万3,000円ですか、トータルで116万1,000円となっておりますけれども、これはまず国の方針で年齢の改定に伴うものですので、国の方からはこの36万8,000円、これしかいただけないものかどうか。それともう一つは、本市においては18歳、それに該当するような方が大体どのぐらいいるのか、その辺のところをひとつお答えいただきたい。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 9番西村議員にお答え致します。

国からの補助ということの根拠ということでございますが、算定根拠と致しまして1万人以上3万人未満の階層に属することということで、12月の登録数でいきますと本市は2万8,402人ということで、その階層になると。その場合にそういった、そのものに基づいた標準の事業費が73万6,000円と試算されまして、その2分の1ということで36万8,000円となっております。

それから、このたびの影響されると思われる人数ということでございますが、なかなかこの試算が難しいわけですが、まずは3カ月要件にかかわるものの数と致しまして、平成10年3月23日、まあこのたびの直近の参議院の選挙のことを想定しての話になりますが、平成10年3月23日からその3カ月要件という中で対象になるのが102人と、まずは試算してございます。そのうち、そういった今回の法の改正によって抽出できるのは2人ほどということで、想定試算してございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第3号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）については、原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第4号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)(案)については、原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第5号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)(案)については、原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第6号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)(案)については、原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第4号)(案)につい

て、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第7号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第4号)(案)については、原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算(第4号)(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番(佐々木嘉一) 水道事業会計補正予算書(案)の4号ですが、7ページをちょっとお願いします。7ページは平成27年度の潟上市水道事業会計予定貸借対照表、いわゆる予定貸借対照表となっております。28年3月31日までと。その中で固定資産があるわけですが、(2)の無形固定資産の中に口の庁舎利用権という形で4,947万1,000円、資産の部に計上されております。多分この庁舎にいわゆる水道、上水道関係の事務所が入ることによっての庁舎の利用権であろうと思うわけですが、いずれ庁舎を管理していく上では相当なお金もかかりますし、確か6,000万円以上かかるというようなお話もありました。その中で、この4,947万1,000円のいわゆる公営企業の庁舎利用権の計算の根拠と、契約がもしあるとすれば契約期間、それと、いずれ会計が違いますので、それらのいわゆる契約当事者、だれとの契約でありますか、その辺お願いしたいんですけども、もし私の質問が的外れでありましたらひとつ、その点についても宜しくお願いします。

○議長(伊藤榮悦) 鈴木水道局長。

○水道局長(鈴木利美) 3番佐々木議員にお答え致します。

庁舎利用権につきましては、財政課と協議を致しまして契約を結んでおります。それは、もう1年限りで4,900万円というものを払うということで、もう話し合いをしております。内容につきましては、駐車場の面積とか、それから光熱水費とか、そういうものを加味して、今ちょっと手元に資料がございませんので内容まではちょっと把握でき

ませんので、その辺はご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 公営企業につきましては、一般企業と同様、採算がひとつ大きな経営の問題点ですが、いずれこのことについては、いずれ27年度は庁舎の開設が5月に入りましたので、さらに平年度化しますと金額は上がるだろうなど、そんな感じもしますが、いずれこの分については、当然水道料金に跳ね返るものでもあります。いずれこのような契約をして中に入るのであれば、もっと方法があったのではないのかなというように感じもします。いずれ、それは1年間の契約ということですので、来年また金額が変わりますか。あと1年で終わりですか。永久に。そうすれば、この権利というのはそうすれば、4,947万1,000円で権利を買って、あとは事業続く限り事務所使用はそれでいいということになるんですか。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木水道局長。

○水道局長（鈴木利美） 金額の根拠といいますのは、昭和時代に水道局の方で昭和の庁舎に入る時点で5,000万円というお金を支払っているということで、その残りのお金も加味して今の金額に設定したということで、これはもう1年限りで、その後には発生しないという約束で契約しております。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） そうすれば、私も今、当時、昭和の庁舎建てるときに財源的に非常に不用意であったので、こういうふうなことがあったので、また新庁舎についてもそうなのかっていうようなことで今聞いてみたんですが、これは昭和庁舎時代の権、いわゆる利用権を27年度分で引き継ぎ、それを全部償却してしまうというふうな、そういうようなお話ですか。

○議長（伊藤榮悦） 先ほどの回答あったと思いますが、確認ですか。鈴木水道局長。

○水道局長（鈴木利美） そのとおりでございます。

○3番（佐々木嘉一） そうすれば、私も前段申し上げましたように、もし間違っていればひとつ教えてくださいということでもありますので、よく理解しました。どうもありがとうございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 水道会計そのものは企業会計ですので、独立的に行われておると。3年、4年前に改正をし、さらに現在も水道料金の改正が進行中でございます、それ

はそれとして、この水道事業に携わる正職員の数と、今回47万数千円の人件費の人事院勧告に伴う改定がされますのでかかるということですが、それは収入のところはあれですか、現在持つてる資産資本の運用でこの47万4,000円を総務の職員給与費に充てるということですか。それとも、一般会計からの繰り出しになってるのかどうか。多分この内々のキャッシュフロー上の一般的な経費だと思いますけども、その辺のところの説明をちょっとお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木水道局長。

○水道局長（鈴木利美） お答え致します。

職員数は6名で、補正のお金というのは前年度の剰余金から繰り出ししております。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第8号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）については、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩致します。

午前11時35分 休憩

.....
午前11時36分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第12、潟上市議会常任委員会委員の選任について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第12、潟上市議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午前 11時36分 休憩

.....

午後 0時10分 再開

○議長(伊藤榮悦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長が選任されましたので報告致します。

総務文教常任委員会委員長13番中川光博議員、副委員長14番佐藤義久議員。

社会厚生常任委員会委員長9番西村 武議員、副委員長8番藤原典男議員。

産業建設常任委員会委員長4番小林 悟議員、副委員長12番菅原理恵子議員。

以上のとおり決定しました。

昼食のため、13時30分まで暫時休憩致します。

午後 0時11分 休憩

.....

午後 1時30分 再開

○議長(伊藤榮悦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第13、潟上市議会運営委員会委員の選任について】

○議長(伊藤榮悦) 日程第13、潟上市議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時31分 休憩

.....

午後 1時39分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副委員長が選出されましたので報告致します。

委員長11番戸田俊樹議員、副委員長18番菅原久和議員。

以上のとおり決定しました。

【日程第14、潟上市議会広報編集特別委員会委員の選任について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第14、潟上市議会広報編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

暫時休憩します。

午後 1時39分 休憩

午後 1時49分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報編集特別委員会委員の選任については、設置に関する決議に基づき、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時50分 休憩

午後 1時56分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副委員長が選出されましたので報告致します。

委員長17番伊藤正吉議員、副委員長12番菅原理恵子議員。

以上のとおり決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時57分 休憩

午後 1時58分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第15、潟上市議会改革推進会議委員の選任について 及び 日程第16、潟上市議会議員政治倫理審査会委員の選任について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第15、潟上市議会改革推進会議委員の選任について及び日程第16、潟上市議会議員政治倫理審査会委員の選任についてを一括議題とします。

潟上市議会改革推進会議委員の選任については、議会改革推進会議設置要綱第3条第2項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議会改革推進会議委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

潟上市議会議員政治倫理審査会委員の選任については、議会議員政治倫理条例第7条第2項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議会議員政治倫理審査会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時59分 休憩

午後 2時06分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副委員長が選出されましたので報告致します。

議会改革推進会議委員長3番佐々木嘉一議員、副委員長15番児玉春雄議員。

政治倫理審査会委員長2番堀井克見議員、副委員長16番大谷貞廣議員。

以上のとおり決定しました。

【日程第17、発議第1号 潟上市議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第17、発議第1号、潟上市議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第103条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊藤栄悦） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の委員会継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これもちまして、平成28年第1回潟上市議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

午後 2時08分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

平成 年 月 日

潟上市議会議長 伊 藤 榮 悦

〃 署名議員 藤 原 典 男

〃 署名議員 西 村 武